

レンタル商品取扱に関する重要事項のお知らせ

〈レンタル商品ご利用に際しては必ず熟読下さい。〉

1) 共通事項

安全で安心してレンタル商品（建設機械・レンタカー）をご利用いただくために必ず下記事項を実施（ご確認）下さい。

- ・定期点検（法定点検）実施確認（点検済ステッカー等）
- ・運転者（操作担当者）が有資格者であること
- ・現場条件に適した規格・安全装置を装着しているか
（機械の能力を超えた使用の禁止及び安全装置を解除しての使用の禁止）
- ・運転前の安全装置作動確認
- ・作業開始前点検の実施（取扱説明書などによるお客様の始業前点検の実施）
- ・機械操作に必要な安全知識と技能を兼ね備えた作業指揮者の配置
- ・作業開始前に定められた合図・信号の確認
- ・使用燃料の種別、調整の方法、災害防止に必要な注意事項の確認
- ・機械の使用にあたっては、周辺環境（近接構築物等）及び公衆災害防止の見地に立った配慮を行なう
- ・関係法令の遵守

2) 取扱上の注意事項

「クレーン付トラックの安全作業」

- ・移動式クレーンによる作業には資格が必要です、操作は必ず有資格者が行なって下さい。
（移動式クレーン運転士 5 t 未満運転技能資格）
- ・必ず作業前点検を実施し、各装置に異常がないか点検して下さい。
- ・作業に適した服装で作業して下さい。
- ・一般道路上での作業は車輛の前後に立ち入り禁止等の標識を設置下さい。
（作業半径内の立ち入り禁止措置）
- ・操作にあたっては取扱説明に従って安全作業を実施して下さい。
- ・特に取扱説明に記載された、又、当社よりお伝えした禁止行為は絶対にしないで下さい。

「高所作業車の安全作業」

- ・高所作業車による作業には資格が必要です、操作は必ず有資格者が行なって下さい。
（作業床 2m 以上 10m 未満の高所作業車・・・高所作業車運転特別教育修了）
（作業床 10m 以上の高所作業車・・・高所作業車運転技能講習修了）
- ・必ずヘルメット・安全帯を着用し作業を行なって下さい。
- ・作業前点検を必ず実施して下さい。（安全装置の動作確認等の実施）
- ・作業中は常に周囲の状況を把握し作業を行なって下さい。（特に旋回時注意）
- ・条件の悪い状況（傾斜地、悪天候など）での作業は絶対に禁止。
- ・取扱説明書に記載された、又、当社よりお伝えした禁止行為は絶対にしないで下さい。

「掘削機等の安全作業」

- ・掘削機械等の操作には資格が必要です、操作は必ず有資格者が行なって下さい。

- ・作業範囲内立入禁止措置
- ・労働安全衛生規則第 667 条に基づき作業は必ず作業指揮者の指示により行なって下さい。
- ・必ず指定された燃料をご使用下さい。
- ・用途外使用の禁止（杭打ち作業やクレーン機能のない機械でのバケットによる吊作業等）
- ・休車時はエンジンスイッチを切り、キーは必ず抜いて管理して下さい。
- ・作業前点検を必ず実施して下さい。（安全装置の動作確認等の実施）
- ・その他取扱説明書に記載された、又、当社よりお伝えした禁止行為は絶対にしないで下さい。

3) その他レンタル商品全般

- ・レンタル商品ご利用にあたっては関係法令遵守の上、安全作業を実施下さい。
 - ・レンタル商品を使用するにはその機械に応じた運転資格が必要な場合がございます、運転資格の必要な機械ご利用にあたっては有資格者による運転・操作をお願いいたします。
 - ・レンタル商品ご利用にあたっては機械毎に定められた作業前点検を必ず実施して下さい。
 - ・レンタル商品のご利用にあたっては、それぞれの機械の取扱説明に添った安全作業を心がけ、商品の能力を無視した使用、用途外使用など禁止行為は絶対に行なわないようお願いいたします。
※禁止行為により機械が破損・故障した場合、その修理に掛かる費用は全額お客様負担となります。
 - ・レンタル商品のご利用にあたって万一事故や破損、盗難などのトラブルが発生した場合は直ちに当社へご報告願います。
※発生時の事故報告、破損報告がなく後で発覚した場合、事故の解決（賠償）や修理に掛かる費用は全額お客様負担となります予めご了承ください。
 - ・お客様のレンタル商品ご使用に起因して発生した破損・故障などの修理費用はお客様負担となりますので予めご了承ください。（破損・故障の原因が弊社の整備不良に起因する場合は除く）
 - ・弊社はお客様に安心してレンタル商品をご利用いただくためにわずかな費用で安心補償の「**レンタル商品補償システム**」をご用意しておりますのでお気軽にご利用下さい。（詳細はパンフ参照）
 - ・レンタル商品補償システムのご利用は事前に加入申込（補償料の支払）を頂いたお客様のみご利用できません、加入申込（補償料の支払）のないお客様はご利用できません。
 - ・**当社のレンタカーには車両保険が附帯されておりません、自損事故などで車輛が破損した場合、その修理費用はお客様負担となります**
※車輛補償を希望されるお客様は別途任意加入（有料）でお受けいたしますお気軽にお申出下さい。
（車種・年式によっては車輛補償の加入をお受けできない場合がございます。）
 - ・**修理に伴う休車損害はお客様負担になります。**
 - ・**レンタル補償システムは全額補償ではありません、事故の内容に関わらずお客様負担は必ず発生します**
のでご注意ください。（免責・補償超過費用・休車損害など）
 - ・レンタル補償システムのご案内パンフは当社各事業所に備えております、お気軽にお申し付け下さい。
- 以上、レンタル商品取扱に関する重要事項を熟読いただき「法令遵守」「安全第一」「安全作業」の実施をお願い申し上げます。

キデンリース株式会社